

近江米ファン拡大店舗推進制度について

【趣旨】

近江米振興協会では、消費者の方が、近江米の魅力について知っていただき、継続的に購入される「近江米ファン」になっていただきたいと考えております。

このためには、近江米を消費者に販売（または提供）する事業者の方と協働し、店舗等における「近江米」の魅力の発信が極めて重要であると考えております。

そこで、本制度は、近江米を取り扱う店舗等に、近江米の魅力を発信するツールを定期的に提供し、ご活用いただくことで、各店舗における近江米の販売活動と連携した近江米ファン拡大の取組を進めていくものです。

【登録対象とする事業者】

近江米（滋賀県産米）を消費者へ販売や提供する店舗を持つ事業者または販売や提供する店舗に情報を提供する事業者等※（以下、「近江米販売事業者等」という。）

【役割】

（１）近江米販売事業者等

近江米販売事業者等の方が、当該登録制度の趣旨に同意して、近江米振興協会事務局に申し込めば、登録時に報告した店舗（近江米販売店舗）において、近江米の魅力を発信するポスター、ちらし、産地レポート等が活用でき、これらを使った近江米の販売促進が実施できます。

（２）近江米振興協会

近江米販売事業者等の方に、ポスター、ちらし、産地レポート等を提供するとともに、ホームページ等で登録店舗の情報を発信します。

【登録手続き】

当該登録制度の趣旨に賛同し、参加しようとする近江米販売事業者等の方は、別に定める登録申込書を近江米振興協会長に提出し、下記により登録手続を行うものとします（登録費用は無料です）。

- （１）近江米振興協会長は、申込のあった近江米販売業者等、近江米販売店舗、連絡先等を登録します。
- （２）登録された近江米販売事業者等は、登録内容の変更又は取消を希望する場合には、速やかにその内容を、書面により届けることとします。
- （３）近江米振興協会長は、当該登録制度の趣旨に著しく反する行為があった場合には、登録等を取り消すことができるものとします。

【登録制度の運営】

（１）登録制度の開始日

平成 23 年 11 月 1 日（火）

（２）事務局

近江米振興協会

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番20号

電話：077-523-3920 FAX：077-523-5611